

令和元年 11 月 5 日

各事業所認定調査ご担当者様

姫路市介護保険課

認定調査に係る調査票記載等について（お知らせ）

日頃から本市の介護保険事業の推進にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

介護保険認定調査票の記入の仕方等について、以下の通りお知らせがございますので、関係各位にご周知いただきますようお願いいたします。

（１）調査場所が病院等に変更となった場合の対応について

市内で入院中の方の調査は、原則として市職員で調査を行わせていただく方針としております。在宅での調査をお願いしていた方が入院してしまった等、調査依頼時と状況が変わってしまった場合は、調査を行う前に介護保険課までご連絡ください。

（２）認定調査票特記事項への印刷について

認定調査票の特記事項はエクセル形式、ワード形式の入力様式を姫路市のホームページにご用意しております（「姫路市 認定調査の実施について」でご検索ください）。

なお、プリンターの種類によっては印刷位置がずれてしまうことがあります。もし印刷に失敗してしまった場合は、白紙の A4 用紙に特記事項のみを印刷し直し、印刷に失敗した特記事項原本と合わせてご提出ください。

（３）認定調査票の書き方について

この度、「姫路市認定調査の手引き」の一部を改訂しました。変更点は以下の 4 点となります。改訂後の手引きは姫路市ホームページよりダウンロード可能となっておりますので、ご確認ください。

- ① 4 頁「2 特記事項記入にあたっての注意事項」の（3）⑤の内容と（4）の内容（勘案を行う場合の書き方）が重複するため統合しました。
- ② 5 頁、6 頁の認定調査票の記入例の画像を最新版に差し替えました。サービス利用内容の「看護小規模多機能型居宅介護」と施設利用の「介護医療院」の項目が追加されておりますので、該当する方を調査する場合はご注意ください。
- ③ 5 頁のサービス利用内容の書き方の一部を変更しました。
 - 1) 福祉用具貸与の項目について、品目名を記入することとしました。福祉用具貸与の利用があれば、品目名を「福祉用具貸与」の上部余白または「IV 特記すべき事項」にご記入ください。
 - 2) 小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、以前は調査月の日数を

記入することとしていましたが、前者は実際のサービス利用日数を、後者はサービスの利用回数を記入することとしました。具体的なサービスの利用状況（訪問介護、通所介護などの内訳）は「IV 特記すべき事項」等にご記入ください。

- ④ 10 頁の「特記事項の留意点及び記入例」の「4 群共通」の項目について、特記のみとする要件の「②調査項目に該当することが、今もあるが日常生活には支障はない」を削除しました。精神・行動障害の有無の評価では、日常生活への影響の有無は一部項目を除き評価しないためです。ただし、(4-4) 昼夜の逆転や (4-12) ひどい物忘れ等、日常生活への影響や周囲の対応の発生を要件としている項目もありますので、適宜テキストをご参照ください。

なお、本年 4 月にも認定調査の手引きの改訂を行い、主な留意点を通知しております。姫路市ホームページに「認定調査票記入の際の注意点について (2019 年 4 月)」として掲載しておりますので、改訂後の手引きと合わせてご参照ください。

〈連絡先〉

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1

姫路市役所 介護保険課 認定担当

電話：079-221-2447 FAX：079-221-2925